

えて、議員定数の5分の
1以上の議員の連署をも

つて書面で議長に審査を
請求することができる。

2 議員の選挙権を有する
市民（以下「有権者」と
いう。）は、第4条第1

項に規定する政治倫理基
準に反する疑いがあると
認められる議員があると
きは、それを疑うに足る

事実を証する資料を添え
て、有権者100人以上

の者の連署をもって、そ
の代表者から書面で議長

に審査を請求することが
できる。

（審査会の設置）

第7条 議長は、前条の請
求があつたときは、これ
を審査するため、議会に
笠岡市議会政治倫理審査
会（以下「審査会」とい
う。）を設置する。

2 審査会は、議員のうち
から議長が指名する委員
6人と識見を有する者の
うちから議長が委嘱する
委員2人とをもつて組織
する。

3 委員の任期は、議長に
対し当該事案の審査結果

の報告を終了したときま
でとする。

4 委員の互選により審査
会に会長及び副会長1人
を置く。

5 会長は、会務を総理し、
審査会を代表する。

6 副会長は、会長を補佐
し、会長に事故があると
きは、その職務を代理す
る。

（審査会の会議）

第8条 審査会は、会長が
招集する。

2 審査会は、委員の半数
以上の出席がなければ、
会議を開くことができな
い。

3 審査会の議事は、出席
委員の過半数で決し、可
否同数のときは、会長の
決するところによる。

4 審査会の会議は、原則
公開する。

（審査）

した議員又は市民代表者
及び審査の請求の対象と
された議員（以下「被請
求議員」という。）の意
見又は事情を聴取するた
め、それらの者の出席を
求めることができる。

3 被請求議員は、審査会
に対し、口頭又は書面に
より弁明することができ
る。

2 議会は、被請求議員が
政治倫理基準等に違反し
たものと認められるとき
は、市民の信頼を回復す
るために必要な措置を講
ずるものとする。

3 議長は、前項の措置の
内容を市民に公表するも
のとする。

2 議長は、前項の報告を
受けたときは、審査の請
求をした者及び被請求議
員に対し、その内容を文
書で通知するものとする。

3 議長は、前項の報告を
受けたときは、審査の請
求をした者及び被請求議
員に対し、その内容を文
書で通知するものとする。

（注1）政治団体の届出、政
治団体に係る政治資金の
収支の公開並びに政治団
体及び公職の候補者に係
る政治資金の授受の規正
その他の措置を講じた法
律です。

（議会の措置）

第11条 議会は、審査会の
報告を尊重するものとす
る。

2 議会は、被請求議員が
政治倫理基準等に違反し
たものと認められるとき
は、市民の信頼を回復す
るために必要な措置を講
ずるものとする。

3 衆議院議員、参議院
議員並びに地方公共団体
の議員及び長を公選する選
挙が、選挙人の自由に表明
する意思によって公明かつ適
正に行われるよう定めた法律
です。

（注2）衆議院議員、参議院
議員並びに地方公共団体
の議員及び長を公選する選
挙が、選挙人の自由に表明
する意思によって公明かつ適
正に行われるよう定めた法律
です。

（守秘義務）

3 議長は、前項の措置の
内容を市民に公表するも
のとする。

2 議長は、前項の報告を
受けたときは、審査の請
求をした者及び被請求議
員に対し、その内容を文
書で通知するものとする。

（注3）公職にある者が、あ
つせん行為により利益を
得たときには、そのあつ
せんの内容が公務員に適
法な行為をさせるもので
あっても処罰することと
した法律です。

3 被請求議員は、前項の
文書を受け取った日から
14日以内に限り、弁明書
を議長に提出することができ
る。

（委任）

第13条 この条例の施行に
関し必要な事項は、議長
が別に定める。

（注4）議員は、地方自治法
第92条の2の規定により、

個人としてその地方自治
体に対し請負をしてはな
らず、また、その業務の
主要な部分がその地方自
治体との請負によつて占
められている法人の役員
には就任できないことに
なつてゐます。

（注1）政治団体の届出、政
治団体に係る政治資金の
収支の公開並びに政治団
体及び公職の候補者に係
る政治資金の授受の規正
その他の措置を講じた法
律です。

（附則）

この条例は、平成24年4
月1日から施行する。

（注2）この条例は、平成24年4
月1日から施行する。

（注3）この条例は、平成24年4
月1日から施行する。

（注4）議員は、地方自治法
第92条の2の規定により、

個人としてその地方自治
体に対し請負をしてはな
らず、また、その業務の
主要な部分がその地方自
治体との請負によつて占
められている法人の役員
には就任できないことに
なつてゐます。

附 則

この条例は、平成24年4
月1日から施行する。

（注5）この条例は、平成24年4
月1日から施行する。